

市有財産売買契約書（案） 3号物件の場合（新旧対照表）

（変更箇所は傍線箇所）

更新日：令和3年1月6日（水）

旧	新
<p>（原状回復）</p> <p>第 <u>15</u> 条 乙は、前条の規定によりこの契約が解除されたときは、甲が指定する期間内に自己の費用で売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が原状回復の必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2～3（略）</p> <p>（損害賠償）</p> <p>第 <u>16</u> 条 第 14 条の規定によりこの契約が解除され、又は乙が前条に定める義務を履行しないため甲に損害が生じたときは、乙は、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。</p> <p>（返還金）</p> <p>第 <u>17</u> 条 甲は、この契約を解除したときは、支払済みの売買代金を乙に返還するものとする。ただし、乙が第 15 条第 2 項又は前条に規定する損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金と対当額で相殺するものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>（必要費等の補償）</p> <p>第 <u>18</u> 条 乙は、第 14 条の規定によりこの契約が解除された場合において、売買物件に関し必要費、有益費その他の費用を支出した場合であっても、その補償を甲に請求することができない。</p>	<p>（原状回復）</p> <p>第 <u>16</u> 条 乙は、前条の規定によりこの契約が解除されたときは、甲が指定する期間内に自己の費用で売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が原状回復の必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2～3（略）</p> <p>（損害賠償）</p> <p>第 <u>17</u> 条 第 <u>15</u> 条の規定によりこの契約が解除され、又は乙が前条に定める義務を履行しないため甲に損害が生じたときは、乙は、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。</p> <p>（返還金）</p> <p>第 <u>18</u> 条 甲は、この契約を解除したときは、支払済みの売買代金を乙に返還するものとする。ただし、乙が第 <u>16</u> 条第 2 項又は前条に規定する損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金と対当額で相殺するものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>（必要費等の補償）</p> <p>第 <u>19</u> 条 乙は、第 <u>15</u> 条の規定によりこの契約が解除された場合において、売買物件に関し必要費、有益費その他の費用を支出した場合であっても、その補償を甲に請求することができない。</p>

市有財産売買契約書（案） 3号物件の場合（新旧対照表）

（変更箇所は傍線箇所）
更新日：令和3年1月6日（水）

旧	新
<p>（契約の費用）</p> <p>第 <u>19</u> 条 この契約の締結に要する費用は，乙の負担とする。</p> <p>（法令等の規制の遵守）</p> <p>第 <u>20</u> 条 乙は，売買物件に係る法令等の規制を熟知のうえ，この契約を締結したものであることを確認し，売買物件を利用するに当たっては，当該法令等を遵守するものとする。</p> <p>（管轄裁判所）</p> <p>第 <u>21</u> 条 この契約から生じる一切の訴訟については，甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。</p> <p>（疑義等の決定）</p> <p>第 <u>22</u> 条 この契約に関し疑義のあるとき，又はこの契約に定めのない事項については，甲乙協議のうえ定めるものとする。</p>	<p>（契約の費用）</p> <p>第 <u>20</u> 条 この契約の締結に要する費用は，乙の負担とする。</p> <p>（法令等の規制の遵守）</p> <p>第 <u>21</u> 条 乙は，売買物件に係る法令等の規制を熟知のうえ，この契約を締結したものであることを確認し，売買物件を利用するに当たっては，当該法令等を遵守するものとする。</p> <p>（管轄裁判所）</p> <p>第 <u>22</u> 条 この契約から生じる一切の訴訟については，甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。</p> <p>（疑義等の決定）</p> <p>第 <u>23</u> 条 この契約に関し疑義のあるとき，又はこの契約に定めのない事項については，甲乙協議のうえ定めるものとする。</p>